

【重要】本人確認書類に関するご案内



おきなわ彩発見NEXT対象旅行商品のご利用にあたっては、

①旅行代理店でお申込みの場合 ●旅行商品購入時、●日帰り旅行催行当日

②宿泊施設公式サイト、電話予約の場合 ●宿泊施設チェックイン時に「氏名、生年月日、住所」の確認を行います。

「氏名、生年月日、住所」の確認は本人確認書類により実施いたしますので、ご利用者全員分の本人確認書類（原本）を必ずご提示ください。

※ご提示いただけない場合には、本キャンペーンをご利用いただけません。

※旅行商品のご購入後であっても、ご提示いただけない場合はキャンペーン対象外となる為 割引前の通常料金をご請求されますのでご注意ください。

※本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合、または現住所が確認できない場合は、現住所が記載された 他の証明書類（補助書類）を併せてご提示ください。

※各参加事業者が特に定める場合は、当該事業者の定めに従ってください。

【本人確認書類として認められるものの例】

本人確認書類	注意事項
運転免許証 運転経歴証明書（顔写真あり）	・運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限りします。
パスポート（日本国旅券）	・現住所が記載されているものであることが必要です。
健康保険証（健保、国保、船員、共済）	・現住所が記載されているものであることが必要です。
後期高齢者医療保険証 介護保険被保険者証	・現住所が記載されているものであることが必要です。
個人番号カード（顔写真あり） （マイナンバーカード）	・現住所が記載されているものであることが必要です。
住民基本台帳カード（顔写真あり）	・現住所が記載されているものであることが必要です。 ・顔写真なしの住民基本台帳カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。
外国人登録証 在留カード 特別永住者証明書	・現住所が記載されているものであることが必要です。 ・日本国籍をお持ちでない方で、在留期限がある方は、在留期限が確認できる書類が必要です。
住民票の写し（個人番号の記載がないもの） 印鑑登録証明書	・現住所が記載された発行日から3か月以内のものに限りします。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	・氏名・住所・生年月日が記載されている面をご提示ください。 ・写真貼付欄があるものについては、写真貼付のものをご提示ください。
顔写真付きの学生証	・写真ありの中学・高校・大学・専修学校などの学生証。 ・現住所が記載されているものであることが必要です。
顔写真付きの公的証明書類	・離島住民割引運賃カード、船員手帳、小型船舶操縦免許、猟銃空気銃所持許可書、宅地建物取引士証、電気工事士免状、教習資格認定証、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人の職員身分証明書（写真付）、国会議員の証明書、等。 ・現住所が記載されているものであることが必要です。
各種年金手帳 母子手帳	・母子健康手帳は、母および子の証明書類として使用できます。また、子の場合は出生届出済証明のある手帳に限りします。

【本人確認書類記載の住所が現住所でない場合、または現住所が確認できない場合の補助書類の例】

補助書類	ご注意事項
国税（地方税）の領収証書または納税証明書	・発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りします。
社会保険料の領収証書	・発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りします。
公共料金（電気・ガス・水道・NHK・固定電話）の領収証書※携帯電話の領収証書は利用できません。	・発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されている領収印がある領収証書、または発行日（口座引落日）および現住所が記載されている口座振替済通知書に限りします。
官公庁から発行または発給された書類で、氏名及び住所の記載があるもの	・発行日から3か月以内のものに限りします。

※2023年2月22日作成